

災害ボランティアセンターの設置について

②スタッフ確保の留意事項について

- I 災害支援活動の経験豊富なNPOや、ボランティアセンター運営経験のある社協職員のノウハウを活用する。
- II 業務の継続性を確保するために、長期滞在できるスタッフの確保に努める。
※千葉県の場合、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が設置されているため、県社協を通じスタッフ派遣に係る調整が可能となっている。

(5)センターの設置場所について

センターの設置場所は、地域防災計画で定められている場合を除き、災害による損傷や二次災害の恐れが少ない施設の中から、市町村災害対策本部と協議のうえ、センター長が決定する。
なお、施設の選定にあたっては、次の選定基準及び設置候補施設を参考として検討を行うものとする。

■ 選定基準について

以下の要件に可能な限り合致する施設を選定すること。

①施設について

- I 千人規模のボランティアの受付、コーディネートに対応できるだけのスペースを有し、ボランティアの受け入れから送り出しまでの導線をできるだけ短く、わかりやすく配置できること。
- II ボランティアの移送車両や物資の搬入搬出、仮設トイレの設置等に活用するため、駐車場等の屋外スペースが可能な限り確保できること。
- III センターの設置候補施設は被災状況により変動する可能性があるため、複数の施設を候補としておくこと。

②周辺状況について

- I 被災者の救援及び災害復旧に支障のない場所であること。
- II 施設周辺のライフラインに被害が少ないこと。
- III ボランティア送り出しに支障がないよう、被災地から離れ過ぎていないこと。
(被災地が分散している場合には、支所の設置も検討すること)
- IV 交通アクセスに優れ、周囲の道路が通行可能であること。
- V スタッフ、ボランティアの宿泊場所、駐車スペースなどに活用できる公共施設等が近くにあること。

■ 災害ボランティアセンター支所(サテライト)

災害の規模が広範囲にわたっている場合や局地的な災害で、センター設置場所と被災地が離れている場合、広域合併により日頃より本部と支所機能を有している場合などにおいては、本部機能を有するセンターのほかに、より被災者に身近な存在としてセンター支所を設置する必要がある。